

なくそう! 児童虐待

～ 体罰等によらない子育てを広げよう ～



(多田希音さん)

令和2年度「心あたたまるパワーフレーズ」入賞作品

(原田奈津子さん)



徳島県教育委員会は、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざし、総合的な視野に立った人権教育の推進に努めています。

この資料は、人権教育がめざすものや人権を考える上での大切な点について、日常生活のなかで理解を深めていただくために作成しました。PTAや社会教育での研修会をはじめ、多くの場で活用されることを願っています。

○ 児童虐待を見逃さない！

児童虐待は、子どもに対する最も**重大な人権侵害**です。
子どもの命に関わる問題であり、**決して許されることではありません。**

1 「子どもや保護者のSOS」チェック

子どもの様子

- あざ・やけどなどの不自然な傷があとを絶たない。
- 親の前で硬くなったり、極端におびえた様子が見られる。
- 常に衣服や体が汚れており、季節にそぐわないものを着ている。
- 夜遅くまで外にいたことが多く、家に帰りたがらない。
- 登園や登校する姿をあまり見かけない。 など

保護者の態度

- 子どもの存在を否定するような暴言をはいている。
- いつもイライラしていたり、心の状態が不安定だったりする。
- 子どもだけを自宅に残して、よく外出している。
- 他の保護者や地域との交流が少なく、孤立している。
- いつも激しい夫婦げんかをしている。
- 配偶者等からの暴力（DV）を受けている様子が見られる。 など

2 児童虐待の種類

【 心理的虐待 】



例)

- ・言葉による脅し
- ・無視する
- ・きょうだい間で、不当なまでに差別的扱いをする
- ・子どもの前での配偶者や他の家族に対する暴力や暴言（面前DV） など

【 身体的虐待 】



例)

- ・なぐる、ける
- ・たたく
- ・投げ落とす
- ・激しくゆさぶる
- ・首をしめる
- ・溺れさせる
- ・戸外に閉め出す
- ・やけどをさせる
- ・異物を飲ませる など

【 ネグレクト 】



例)

- ・食事を与えない
- ・病気やけがをしても病院へ連れて行かない
- ・入浴や着替えをさせず不潔なままにする
- ・家や車内などに置き去りにする など

【 性的虐待 】



例)

- ・子どもへの性交
- ・性的行為の強要
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体にする など

※虐待は上記の4種類に区分されていますが、それぞれが単独で起こる場合や複雑に絡まり合って起こる場合もあります。（暴言と暴力、育児放棄と暴言など）

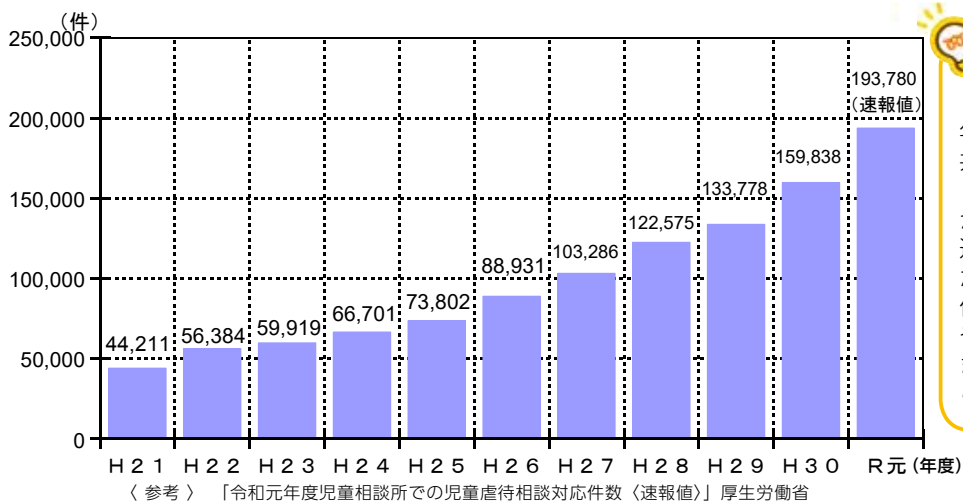


「児童虐待防止推進月間」とは？

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。子どもの「命」と「権利」、そして「未来」を家庭や学校、地域などの社会全体で守っていくことができるように、各地で児童虐待防止に向けた広報・啓発活動などが集中的に行われています。

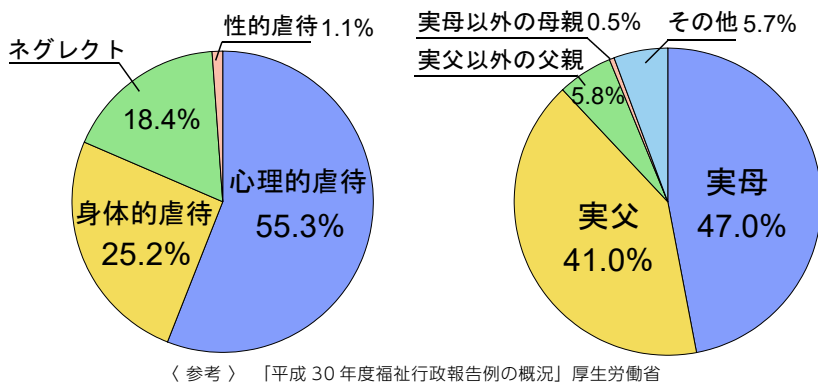
○ 増え続ける！ 児童虐待対応件数

1 全国の相談対応件数の推移



💡 相談対応件数が増加した背景には、平成27年度に児童相談所全国共通ダイヤルが3桁(189)となって通告がしやすくなったこと、通告の義務が認知されたこと、児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の意識が高まったことなどが考えられます。

2 全国の虐待相談の内容と虐待をした主な者



💡 心理的虐待が多い理由には、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(面前DV)について、警察からの通告が増加したことにあります。また、虐待をした主な者では、実父母が多い結果となっています。子育ての不安や悩み、家庭内での役割分担などの様々なストレスを抱えていることがその理由として考えられます。

○ みんなで考えよう！

虐待を未然に防ぐために、子どもや保護者の小さな変化にも気付き、行動することが子どもや保護者を救うことにつながります。次のケースを見かけたり、気付いたりした場合に、あなたならどうするのか、考えてみましょう。

Case1 子育てに疲れている様子が見られる。



Case2 「周りの子どもはできているのに、なぜできないの」などと比較し、子どもをいつも責めている。

Case3 「子どもへのしつけ」と言って、体罰をおこなっている。



※「〇体罰等によらない子育てを広げよう！」(3, 4ページ)を参考に考えましょう。



「オレンジリボン運動」とは？

オレンジリボンには、すべての子どもに対する虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という願いが込められており、全国に広まっています。



○ 体罰等によらない子育てを広げよう！

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が2020（令和2）年4月1日に施行されました。**親等による子どもへの体罰等は法律で禁止**されています。保護者の行き過ぎた「しつけ」が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす場合があります。

1 これって大丈夫？ ○×チェック



- 何度言っても言うことを聞かないので、食事を与えなかった。
- いたずらをしたので、暗くせまい空間に長時間閉じ込めた。
- ゲームばかりして宿題をまったくしないので、頬や頭を叩いた。
- テストの成績が悪かったので、大声で怒鳴った。
- 「何の取り柄もない」など、子どもを否定するようなことを言った。

2 「体罰等」と「しつけ」のちがい

体罰等

暴力や暴言、威圧などで身体的・精神的な苦痛や不快感をもたらす行為(罰)です。

しつけ

子どもの人格や才能等を伸ばし、社会で自律できるようにサポートしていくことです。

3 「体罰等」を受けると…

体罰等を幼児期に受けると、その後の子どもの健全な成長に大きな影響があることが報告されています。また、成人になってからも、その影響が続く可能性があります。



4 「しつけ」のポイント

point 1

子どもがすることには理由があります。「～しないで」の命令口調ではなく、「～しようね」と提案してみましょう。



point 3

「できなかったことを叱る」のではなく、「できたこと」をしっかり見て、タイミングよく褒めましょう。

point 2

頭ごなしに否定されると、自信がなくなったり、素直にふるまえなかったりします。「具体的にやってほしいこと」を伝えましょう。



point 4

うまくできないときに大きな声で叱ってしまうと、子どもの自尊心を傷付けることにつながります。子どもの目線までしゃがんで落ち着いた声でゆっくりと話しましょう。

※子どもが危険なときや大切な約束を守らなかったときには、叱ることも必要ですが、愛情をもって丁寧なしつけを心がけましょう。



ポジティブな行動支援（PBS = Positive Behavior Support）とは？

子どもの成長を促す手法で、様々な園や学校で取り入れられてきています。子どもができた行動や努力を褒める・認める・励ますを繰り返すことで、意欲を高め、望ましい行動を増やします。

5 体罰等によらない子育ての工夫

point
1

暴力や暴言によらない子育てを心がけましょう！

自分の子どもだからといって、暴力や暴言は許されません。また、親に恐怖心をもった子どもは顔色を見て行動するようになり、親にSOSを伝えることができなくなります。



point
2

子ども一人一人の個性を大切にしましょう！

成長や発達、それぞれの子どもによって異なります。きょうだいやまわりの子どもと比べず、その子どものよさを認めましょう。

point
3

親自身がSOSを出しましょう！

子育ての負担を一人で抱え込まず、パートナーや家族に分担してもらうことや、小さな悩みや不安でも、友達や親、相談窓口などに気軽に相談しましょう。



point
4

イライラするときはクールダウンしましょう！

時間や心にゆとりがないときに、イライラすることは誰にでもあります。深呼吸したり、数を数えて間をとったり、場所を変えたりするなど自分に合った気分転換の方法を見つけましょう。

○ ためらわず通告しよう！ Q & A



虐待かどうか判断できないときはどうすればよいのだろう？

虐待にあたるかどうかは、児童相談所や市町村の虐待対応担当課で判断します。まず、虐待の疑いのある子どもを見つけたときは、迷わずすぐに通告してください。**虐待でなくても通告者の責任が問われることはありません。**



通告したことが、相手に知られませんか？

「児童虐待防止等に関する法律」第7条には、通告者の秘密を守ることが明記されていますので、**相手に通告者を伝えることはありません。**安心して通告してください。



これって大丈夫？○×チェックについて

すべての項目が×で、「体罰等」にあてはまります。

○ 児童虐待を発見したときは

通告

児童相談所全国共通ダイヤル
TEL 189（いちはやく）
徳島中央こども女性相談センター
TEL 088-622-2205
徳島県南部こども女性相談センター
TEL 0884-22-7130
徳島県西部こども女性相談センター
TEL 0883-53-3110

※このほか、市町村にも
相談窓口が設けられています。

通報

緊急の場合には、最
寄りの警察署または
110番を！
警察への相談の場合
には、#9110



あなたの通告・通報が、**子どもの命**を守ります!!

参 考 資 料

- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要（厚生労働省）
URL : https://www.mhlw.go.jp/content/01kaisei_gaiyou.pdf 
- 体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～ 【令和2（2020）年2月】
URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html> 
- 学校現場における虐待防止に関する研修教材
【令和2（2020）年1月】
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm 
- 児童虐待への対応のポイント
【令和2（2020）年3月改訂版】
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm 
- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
【令和2（2020）年6月改訂版】
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm 
- 徳島県はぐくみ支援ポータルサイト とくしまはぐくみネット
URL : <https://www.tokushima-hagukumi.net> 

徳島県教育委員会人権教育課

■ 電 話 088-621-3155 ■
■ ファクシミリ 088-621-2885 ■

令和3年3月発行